

回答様式

契約件名	東北自動車道 みちのく橋床版取替工事
------	--------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告 5-4(2)訂正見積書について	左記について「・・・入札者自らが、参考見積書に訂正が必要と判断した場合のみ訂正見積書を提出するものとする。」との記載がございますが、参考見積書の単価から大きく金額が増となるなどの変更があった場合でも自らが訂正見積書を提出することは可能でしょうか。	そのとおりです。
2	入札公告 5-4(2)訂正見積書について	左記について「・・・入札者自らが、参考見積書に訂正が必要と判断した場合のみ訂正見積書を提出するものとする。」との記載がございますが、参考見積書の単価算出方法について訂正したい場合でも自らが訂正見積書をを提出することは可能でしょうか。	そのとおりです。

3	様式3-3 経費に関する参考見積書について	左記について共通仮設費および現場管理費に、 ※見積単価算出方法が積算基準等による場合は、適用した積算基準類の名称および記載番号 頁番号等を摘要欄に記載することで「共通仮設費一式」(現場管理費一式)に見積単価を入力してください。との記載がございますが、この場合、対象となる直接工事費については、見積対象項目以外も価格の算出を行い、経費計算をする必要がございます。直接工事費の積算根拠の提示は必要となりますでしょうか。全体の直接工事費の算出が日数的に間に合わない場合は、参考見積書の提出の段階では直接工事費算出について概算で算出している部分があってもよろしいのでしょうか。	貴社の施工計画に基づき、共通仮設費及び現場管理費を適正に算出してください。
---	-----------------------	--	---------------------------------------